

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		仮使用の認定（建築主事）
根拠条例・規則等名		建築基準法（昭和25年法律第201号）
条 項		第7条の6第1項第2号
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築審査課（電話：048-646-3242） 建設局 南部建設事務所 建築審査課（電話：048-840-6242）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件 (国土交通省告示 247 号)
	設定等年月日	平成27年6月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	30日
	設定等年月日	平成27年6月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		